

放射線障害防止技術基準法の改正問題 参考資料

主要な法文改定：5条2項

現行	審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べることができる。
改定	審議会は、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に意見を述べることができる。

【資料1】平成26年4月4日 放射線審議会 資料3

放射線審議会について

1. 放射線審議会の所掌事務

(1) 放射線審議会は、根拠法である放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、関係行政機関からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされている。なお、ここでいう技術的基準は法令（法律、政令、省令、法律・政令・省令に委任された告示）を対象にしている。

(2) 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、放射線審議会は法施行型審議会に位置づけられ、法律により審議会への必要的付議が定められている事項のみを審議事項とすることとされた※。

※平成11年の法改正により、所掌事務から「調査審議」が削除された。なお、その後も、将来の諮問に備え考え方の整理を行うため調査・検討を行い、その結果を公表した例がある。

【資料2】立法と調査 2017. 1 No. 384（参議院事務局企画調整室編集・発行） 164 ページ

環境行政及び原子力規制行政等における諸課題

環境委員会調査室 安部 慶三

4. 原子力規制及び原子力防災の充実強化

(1) 原子力規制関係（IRRS報告書への対応）

平成24年9月に発足した原子力規制委員会は、平成28年1月に国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（IRRS）²³を受け、同年4月に報告書の提出を受けた。IRRS報告書では原子力規制委員会を設置し、福島第一原発事故の教訓を規制に反映させたことを評価する一方、事業者による安全確保の取組をより強化するための監視・検査制度の整備、放射線源規制の再構築などに取り組むこと等の勧告・提言がなされた。

これを受けて、平成29年常会には、検査制度の見直しを図るための原子炉等規制法（炉規法）²⁴の改正案や、放射線源規制の再構築を図るための放射線障害防止法（RI法）²⁵の改正案、あわせて、放射線審議会の機能強化を図るための放射線障害防止技術的基準法²⁶の改正案の提出が検討されている。

23 各国の原子力規制機関等の専門家によって構成されるミッションが、IAEA加盟国の原子力安全や放射線防護に関する各種の規制や取組についてIAEA安全基準との整合性をレビューするもの。

24 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

25 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）。なお、RIは放射性同位元素（ラジオアイソトープ）の略称。

26 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）

【資料3】放射線審議会への調査審議・提言機能の追加 平成28年12月 原子力規制庁・・・別紙

【資料4】放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム第6回会合（平成28年12月15日）議事録 西田亮三 放射線対策・保障措置課課長の説明（抜粋）

・・・過去の答申例を見ていただきますとわかりますように、この諮問及び答申に係る省庁としましては、非常にさまざまな省庁、横断的な事項も含まれているところです。こういった省庁横断的な事項につきまして、まず各省庁で検討して諮問をしていただくということが、必ずしも円滑に動いていない部分もあるのではないかと考えております。

こういった観点から、各省庁横断的な、例えば基本的な考え方について、国内制度の取り入れ等について放射線審議会で、調査提言するような機能があれば、国内法制度への取り入れがより円滑に進んでいくことができるのではないかとこの観点から、今回この放射線審議会において諮問答申機能に加えて、放射線審議会が自ら調査審議を行って、関係行政機関の長に対して建議、提言ができるような機能を追加していきたいと考えております。こういったことをすることにより、ICRP等の国際的な基準の迅速な国内制度への取り入れということができるようになってまいりたいと考えております。

- 日時：平成 29 年 3 月 29 日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長

・・・

○田中委員長 まず、一言で言えば、6 年は私は、この前も国会でも申し上げましたけれども、長過ぎる、長いなど、予想以上に長いと。その一つの原因は、やはり国の対応にもいろいろ問題があると感じています。ですから、帰還区域とか、居住制限区域とか、そういう線引きをするときに決めた基準がどんどん時間とともにおかしくずれていっているということについて、結局、国民の中にいろいろな不信感とか混乱が起きているということが一つあります。

それから、先日の訓示でも申し上げましたけれども、実際に国が出している推定式というのは、実際の被ばく線量の 4 倍ぐらい高く出ているということ。そういうこともやはり帰還を遅らせる大きな原因になっているのだと思います。ですから、そういうことについては、いろいろな立場できちんと住民が納得できるような方法を探っていく必要があると思います。それは規制委員会だけではない。

規制庁の役割としては、今、空間のモニタリングをやっています。今回も、一昨年、私が行って双葉町とか浪江町からも強く要請された、帰還困難区域について全然手がついていないということ、それを申し上げて、今回、重点的にそういうところを除染して

－ 7 －

帰還のきっかけにしようという動きが出たことは、大変私としてはよかったと思っています。

でも、そこで終わるわけではありませので、私どもとしては、きちんとした放射線のモニタリングとかを通して住民にその情報を発信して、一人一人がそれを理解していただくように努力していくことが我々に与えられたミッションだと思っています。個人的にはいろいろな思いはありますけれども、組織としてはそうだと思っています。

○司会 それでは、最後に。

○記者 済みません、一言だけ。国の対応のやはり年間 1 ミリシーベルトのあれが最大の壁になったという御認識ですか。

○田中委員長 それもそうですけれども、そもそもが現存被ばく状況という判断をして、参考レベルという考え方を導入しながら、それがどこかに行ってしまうている。実質上どこかに行ってしまうていることがあります。

それから、多分怒られるかもしれないけれども、食品摂取基準も国際基準の 10 分の 1 ぐらいにしておいて、WHO に日本の食品を規制しているのはおかしいということを申し上げている。これは何を言っているのだという感じで多分外から言われると思うのですね。

ですから、そういうことを含めて、先ほどの線量の評価とか、いろいろなことを含めて、ですから、今回、法改正で放射線審議会の機能を強化することをお願いしていますが、これが通れば、我が国の放射線防護に対する様々な規制基準というものをきちんと整理していただいて、国際的に見ても恥ずかしくない一般的なものにしていただくよう私は願っています。実現までには相当時間がかかると思いますが、やはり長期的にはそういうことが必要なのだろうと思っています。

－ 8 －